

第80号議案

八王子市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例設定について

八王子市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例を次のとおり設定するものとする。

平成26年9月8日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 設備及び運営に関する基準（第4条—第34条）

第3章 雑則（第35条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第1項の規定に基づき、八王子市（以下「市」という。）における軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（基本方針）

第3条 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自

立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談、援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜の提供により、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを旨とするものでなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供に努めなければならない。
- 3 軽費老人ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 軽費老人ホームは、入所者への虐待の防止及び早期発見のため、職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。
- 5 軽費老人ホームは、入所者の権利の保護のため必要があると認められる場合には、関係機関と連携し、成年後見制度の利用を支援するよう努めなければならない。
- 6 軽費老人ホームは、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の趣旨を尊重し、障害者の雇用確保及び労働環境の整備に努めなければならない。
- 7 軽費老人ホームは、その事業活動を通じて障害者就労施設等（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）の受注の機会の増大に協力するよう努めなければならない。

第2章 設備及び運営に関する基準

（職員の配置の基準）

第4条 軽費老人ホームは、次に掲げる職員を市規則で定める基準により置かなければならない。ただし、入所定員が40人以下の軽費老人ホーム又は他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営が見込まれる軽費老人ホームであって、かつ、入所者へのサービスの提供に支障がないものに

あつては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあつては第6号の調理員を、市規則で定める軽費老人ホームにあつては市規則で定める職員を置かないことができる。

- (1) 軽費老人ホームの長（次条及び第7条において「施設長」という。）
- (2) 生活相談員
- (3) 介護職員
- (4) 栄養士
- (5) 事務員
- (6) 調理員その他の職員

（職員の資格要件）

第5条 施設長は、法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活相談員は、法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（職員の専従）

第6条 軽費老人ホームの職員は、専ら当該軽費老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者へのサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

（施設長の責務等）

第7条 施設長は、軽費老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、当該軽費老人ホームの職員に次条、第9条及び第13条から第34条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。

（生活相談員の責務）

第8条 生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、市規則で定める業務を行わなければならない。

（勤務体制の確保等）

第9条 軽費老人ホームは、入所者に対し、適切なサービスを提供できるよう職員の勤務体制を定めなければならない。

2 前項の勤務体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。

3 軽費老人ホームは、職員の資質向上のため、外部の研修実施機関が行う研修その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。

(構造設備等の一般原則)

第10条 軽費老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 軽費老人ホームの立地に当たっては、入所者の外出の機会や地域住民との交流の機会が確保されるよう努めなければならない。

(設備の基準)

第11条 軽費老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、市規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めた軽費老人ホームの建物の場合は、この限りでない。

2 軽費老人ホームは、次に掲げる設備を市規則で定める基準により設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該軽費老人ホームの効果的な運営が見込まれる場合であって、かつ、入所者へのサービスの提供に支障がないときは、この限りでない。

(1) 居室

(2) 談話室、娯楽室又は集会室

(3) 食堂

(4) 浴室

(5) 洗面所

(6) 便所

(7) 調理室

- (8) 面談室
- (9) 洗濯室又は洗濯場
- (10) 宿直室
- (11) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備
(設備の専用)

第12条 軽費老人ホームの設備は、専ら当該軽費老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者へのサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第13条 軽費老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第16条及び第26条において「運営規程」という。）を定めなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 緊急やむを得ない場合に第18条第3項に規定する身体的拘束等を行う際の手続
- (8) その他施設の運営に関する重要事項
(入所者の要件)

第14条 軽費老人ホームの入所者は、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる60歳以上の者であつて、家族による援助を受けることが困難なものとする。ただし、その者の配偶者、3親等内の親族その他特別な事情により当該者とともに入所させることが必要と認められる者については、この限りでない。

(入退所)

第15条 軽費老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、当該入所予定者の心身、生活及び家庭の状況等の把握に努めなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者の心身の状況、入所中に提供できるサービスの内容等に照らし、当該軽費老人ホームにおいて日常生活を営むことが困難となったと認められる入所者に対し、当該入所者及びその家族の希望を十分に勘案し、当該入所者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、当該適合するサービスのうち適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。

3 軽費老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。）又は施設サービス計画（同条第25項に規定する施設サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者（同条第23項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。）又は介護保険施設（同条第24項に規定する介護保険施設をいう。）に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（入所申込者に対する説明等）

第16条 軽費老人ホームは、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行わなければならない。

2 軽費老人ホームは、サービスの提供に関する契約を書面により締結しなければならない。この場合において、入所者の権利を不当に制限する契約解除の条件を定めてはならない。

3 軽費老人ホームは、入所申込者又はその家族からの申出があった場合は、第1項の規定による文書の交付に代えて、当該入所申込者又はその家族の同意を得て、第1項の重要事項を電子情報処理組織（軽費老人ホームの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって市規則で定めるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該軽費老人ホームは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、提供に用いる電磁的方法の種類及

び内容を示し、文書又は電磁的方法による同意を得なければならない。

4 電磁的方法は、入所申込者又はその家族が当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

5 第3項後段の同意を得た軽費老人ホームは、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により第1項の重要事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び第3項後段の同意をした場合は、この限りでない。

(利用料)

第17条 軽費老人ホームは、入所者から利用料として、市規則で定める費用の額の支払を受けることができる。

2 軽費老人ホームは、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該入所者の同意を得なければならない。

(サービス提供の方針)

第18条 軽費老人ホームは、入所者について、安心して生き生きと明るく生活できるよう、当該入所者の心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供に当たっては、当該入所者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、説明しなければならない。

3 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、市規則で定める緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下この条及び第34条において「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

4 軽費老人ホームは、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに理由を記録しなければならない。

(食事)

第19条 軽費老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

(生活相談等)

第20条 軽費老人ホームは、常に入所者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 軽費老人ホームは、要介護認定（介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定をいう。）の申請その他の行政機関等に対する手続について、入所者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。

3 軽費老人ホームは、常に入所者とその家族との連携及びその交流等の機会の確保に努めなければならない。

4 軽費老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

5 軽費老人ホームは、2日に1回以上の入浴の機会の提供その他の適切な方法により、入所者の清潔の保持に努めなければならない。

6 軽費老人ホームは、入所者からの要望を考慮し、必要に応じレクリエーションその他交流行事を実施するよう努めなければならない。

(居宅サービス等の利用)

第21条 軽費老人ホームは、入所者が要介護状態等（介護保険法第2条第1項に規定する要介護状態等をいう。）となった場合は、当該入所者の心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等（同法第23条に規定する居宅サービス等をいう。）を受けられるよう必要な援助を行わなければならない。

(健康の保持)

第22条 軽費老人ホームは、入所者について、定期的に健康診断を受ける機会を提供するとともに、健康の保持に努めなければならない。

(定員の遵守)

第23条 軽費老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限

りでない。

(衛生管理等)

第24条 軽費老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、市規則で定める措置を講じなければならない。

(協力医療機関等)

第25条 軽費老人ホームは、入所者の体調又は病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（当該軽費老人ホームとの間で、入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。次条において同じ。）を定めなければならない。

2 軽費老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該軽費老人ホームとの間で、入所者が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。次条において同じ。）を定めなければならない。

(掲示)

第26条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、協力歯科医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第27条 軽費老人ホームの職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 軽費老人ホームは、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 軽費老人ホームは、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者に対し、入所者又はその家族に関する情報を提供する際には、入所者の情報については当該入所者の同意を、その家族の情報については当該家族の同意を、あらかじめ、文書により得なければならない。

(広告)

第28条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームについて広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものでないようしなければならない。

(苦情等への対応)

第29条 軽費老人ホームは、入所者及びその家族からのサービスの提供に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 軽費老人ホームは、提供したサービスについて、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、市からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

4 軽費老人ホームは、法第85条第1項の規定による運営適正化委員会が行う調査に協力しなければならない。

(地域との連携等)

第30条 軽費老人ホームは、運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。

2 軽費老人ホームは、運営に当たっては、市町村が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第31条 軽費老人ホームは、事故の発生及び再発を防止するため、市規則で定める措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市、入所者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。

3 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 軽費老人ホームは、前項の損害賠償に備えるため、保険加入その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(非常災害対策)

第32条 軽費老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を策定し、並びに非常災害時の関係機関への通報及び連携体制並びに地域との連携体制を整備し、これらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 軽費老人ホームは、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

第33条 軽費老人ホームは、提供したサービスの具体的な内容その他の必要な事項を記録しなければならない。

(記録の整備)

第34条 軽費老人ホームは、設備、職員及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、当該入所者の退所の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 入所者に提供するサービスに関する計画
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに理由の記録
- (4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第31条第2項に規定する事故の状況及び処置についての記録

第3章 雑則

(委任)

第35条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過的軽費老人ホーム)

第2条 平成20年6月1日前から存する軽費老人ホーム（同日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）のうち、次条から附則第10条までの

規定に適合する軽費老人ホームに該当するものとして市長が指定するもの（以下「軽費老人ホームA型」という。）については、第3条及び第2章の規定にかかわらず、次条から附則第10条までに定めるところによる。

（軽費老人ホームA型の基本方針）

第3条 軽費老人ホームA型は、無料又は低額な料金で、高齢等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者を入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談、援助、健康管理、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜の提供により、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを旨とするものでなければならない。

2 軽費老人ホームA型は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供に努めなければならない。

3 軽費老人ホームA型は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 軽費老人ホームA型は、入所者への虐待の防止及び早期発見のため、職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。

5 軽費老人ホームA型は、入所者の権利の保護のため必要があると認められる場合には、関係機関と連携し、成年後見制度の利用を支援するよう努めなければならない。

6 軽費老人ホームA型は、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨を尊重し、障害者の雇用確保及び労働環境の整備に努めなければならない。

7 軽費老人ホームA型は、その事業活動を通じて障害者就労施設等の受注の機会の増大に協力するよう努めなければならない。

（軽費老人ホームA型の職員の配置の基準）

第4条 軽費老人ホームA型は、次に掲げる職員を市規則で定める基準により置かなければならない。ただし、併設する特別養護老人ホーム（老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。）の医師、栄養士、事務員又は調理員その他の職員との連携を図ることにより効果的な運営が見込まれると

ともに入所者へのサービスの提供に支障がないものにあつては第2号の医師、第6号の栄養士、第7号の事務員又は第8号の調理員その他の職員を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームA型にあつては同号の調理員を置かないことができる。

- (1) 軽費老人ホームA型の長
- (2) 医師
- (3) 生活相談員
- (4) 介護職員
- (5) 看護師又は准看護師
- (6) 栄養士
- (7) 事務員
- (8) 調理員その他の職員

(軽費老人ホームA型における生活相談員の責務)

第5条 軽費老人ホームA型の生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、市規則で定める業務を行わなければならない。

(軽費老人ホームA型の規模)

第6条 軽費老人ホームA型の規模は、50人以上の人員を入所させることができるものでなければならない。

(軽費老人ホームA型の設備の基準)

第7条 軽費老人ホームA型の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。ただし、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、市規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めた軽費老人ホームA型の建物の場合は、この限りでない。

2 軽費老人ホームA型は、次に掲げる設備を市規則で定める基準により設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該軽費老人ホームA型の効果的な運営が見込まれる場合であつて、かつ、入所者へのサービスの提供に支障がないときは、この限りでない。

- (1) 居室
- (2) 談話室、娯楽室又は集会室
- (3) 静養室
- (4) 食堂
- (5) 浴室
- (6) 洗面所
- (7) 便所
- (8) 医務室
- (9) 調理室
- (10) 職員室
- (11) 面談室
- (12) 洗濯室又は洗濯場
- (13) 宿直室
- (14) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

(軽費老人ホームA型の利用料)

第8条 軽費老人ホームA型は、入所者から利用料として、市規則で定める費用の額の支払を受けることができる。

2 軽費老人ホームA型は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該入所者の同意を得なければならない。

(軽費老人ホームA型における健康管理)

第9条 軽費老人ホームA型は、入所者について、入所時及び毎年定期的に2回以上健康診断を行わなければならない。

(準用)

第10条 第5条から第7条まで、第9条、第10条、第12条から第16条まで、第18条から第21条まで及び第23条から第34条までの規定は、軽費老人ホームA型において準用する。この場合において、第7条第2項中「次条、第9条及び第13条から第34条まで」とあるのは、「附則第5条、附則第8条及び附則第9条並びに附則第10条において準用する第9条、第13条から

第16条まで、第18条から第21条まで及び第23条から第34条まで」と読み替えるものとする。